

医師確保等人材の育成支援について

保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められているところであるが、北海道・北東北においては全国に比較して医師が少ない状況にあり、このままでは、地域医療の確保、存続が危ぶまれるところである。

このような背景を踏まえ、特に、医師をはじめとする保健医療サービスを担う人材の育成を支援するため、次の事項について措置を講じるよう要望する。

記

- 1 地域の医療を確保するため、医学部入学定員の拡大と地域枠の創設を図ること。
 - 2 離島と同様に診療報酬への加算を行うなど、へき地医療に配慮した診療報酬制度の見直しを行うこと。
 - 3 医師需給見通しの地域の実情等を反映した抜本的見直しを行うこと。
 - 4 産婦人科、小児科等不足している特定診療科医師の確保を図るため、診療報酬での適切な評価を行うとともに、人材バンクなど、全国規模での地域的な偏在を調整する仕組みを構築すること。
 - 5 女性医師の離職防止や、離職後の復帰を図るための仕組みを構築すること。
 - 6 原則、各都道府県一律となっている自治医大の定員枠を弾力的に見直すこと。
- 以上、決議する。

平成 17 年 9 月 2 日

北海道知事	高	橋	はるみ
青森県知事	三	村	申 吾
岩手県知事	増	田	寛 也
秋田県知事	寺	田	典 城